

令和6年度 板橋区産業融資制度について

1 「経営安定化特別融資 2024」の実施	2
受付期間	2
対象者・融資の内容	2
申請に必要な書類（区指定様式「事業計画書」）について	3
2 板橋区産業融資申込書の変更について	3
3 各種報告書類・届出書類の変更について	3

1 「経営安定化特別融資 2024」の実施

受付期間

令和6年4月1日～令和6年12月27日

※令和7年3月31日までに融資実行が完了することが条件です。

※専用の申込書があります

対象者・融資の内容

経営安定化特別融資は、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰の影響により、業況が悪化している（事業活動に支障が出ている）事業者に対し、本融資を利用し活用することにより、状況を打開し、円滑な事業活動へ繋げるための融資です。趣旨をご理解の上、申込みをお願いいたします。

申込には「事業計画書」の提出が必要になります。窓口では、事業に及ぼしている影響と合わせ、改善プランなど、申込理由の妥当性や整合性を確認します。具体的かつ明確に相関関係が記載されていることが必要になりますので、あらかじめご確認ください。

なお、窓口では、記載内容についてお伺いすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

ご利用は、各年度において1企業1回です。令和3・4・5年度に経営安定化特別融資を利用した事業者も、令和6年度に経営安定化特別融資を利用していただくことは可能です。

借換えについて

- ・経営安定化特別融資を除く、板橋区産業融資制度からの借換えが可能です（借換資金融資、小口資金融資借換特例含む）。
- ・東京信用保証協会の保証付きの融資に限り、**区制度でなくとも借換えが可能です。**
（東京都中小企業制度融資等）
- ・複数口の債務をまとめて借換えることができます。
- ・既往債務の把握のため、「借換同意及び誓約書」の提出が必要です。

※令和6年度より、申込時点で既往債務の残高が申込金額を下回っている必要があります。

（追加融資が必要、同額では申込不可）

申請に必要な書類（区指定様式「事業計画書」）について

経営安定化特別融資 2024 を申込む際は、専用の申込書及び事業計画書の提出が必要となります。事業計画書の様式及び記載例は板橋区 HP「【令和 6 年 4 月 1 日受付開始】経営安定化特別融資 2024（令和 6 年 12 月 27 日まで）」をご確認ください（昨年度より様式が変更されております）。

事業計画書「2 現状分析・事業計画（2）経営状況」については、客観的に見て、合理的な影響が具体的に記載されているかをご確認ください。

例えば、「コロナウイルスの影響で売上減少」「物価高の影響で利幅減少」では具体的な記載に欠けています。「なにが・どうして・どのような影響を受けているのか」を、当事者以外の方が見ても理解できる内容になっている必要があります。

また、「（3）改善するための利活用方法、スケジュール等」については、「（2）経営状況」に記載されている内容に対応しているかご確認ください。

金融機関確認・所見等を記載していただく項目があります。事業者の経営支援の一環としてご協力をお願いします。

2 板橋区産業融資申込書の変更について

板橋区産業融資申込書（第 1 号様式）の変更を行いました。

令和 6 年度（4 月 1 日受付以降）より、経営安定化特別融資以外の融資をお申込みの際は新様式「板橋区産業融資申込書（令和 6 年 4 月版）」をお使いください。

※車両の購入や按分計算が必要な場合は別紙「車両購入計画書・按分計算書」が必要です

※「借換同意及び誓約書」も変更しております

3 各種報告書類・届出書類の変更について

「完済・変更等報告書」「償還状況報告書」「利子補給停止届」などの各種提出書類について変更を行いました。最新の様式で遅滞なく提出いただきますよう、お願いいたします。